

平安時代の「解文」における文章構成の類型的性格について

西村 浩子

目次

- 一、はじめに
- 二、「解」並びに「解文」について
 - 1 「解」について
 - 2 「解文」について
- 三、「解文」における類型的性格について
 - 1 前稿の概略
 - 2 文章構成の新検討
 - 3 「段」の間の接続詞について
- 四、まとめと今後の課題
 - 1、はじめに

和化漢文で書かれた古文書は、国語史料として未だ十分に研究が進められているとは言えない。筆者は、これまでに古文書における文体研究を進めるに当り、その一階梯として拙稿「平安時代における解文の文章構成について」――尾張国

「解文」を中心として——」において、「尾張国解文」の文章には四段落の構成が基本となる類型的性格が見られる、ということ
を報告した。⁽¹⁾

しかし、その後の追調査によって、平安時代の解文全般に共通して見られる類型的性格として、前稿とは別の新たな
四段の構成が考えられるのではないかという結論に達した。そこで本稿では、この新たな四段の類型的性格について述
べ、そして、段の構成とも関連して段のかわり目に見られる接続詞について、若干触れたいと思う。

二、「解」並びに「解文」について

1. 「解」について

まず始めに、「解」とは「公式令」において規定された様式の文書の一つであり、「八省以下の役所が上の役所に上申
する場合の式」⁽²⁾つまり下級の役所から上級の役所へ提出する場合に用いると規定された書式である。「公式令」には「解
式」として次の如く掲げられている。⁽³⁾

式部省解。申其事。

其事云々。謹解。

年 月 日 (以下略)

傍線を付した部分書き出しと書留部分であり、解の最初と最後には必ずこのように書かれる。この解の様式は、下級
の役所から上級の役所へ提出する場合と規定されているが、「実際にはその範囲を拡大して、個人から役所に差出す文
書にも用いられ」⁽⁴⁾、「さらに個人対個人の場合でも、下位の者から上位の者、貴人に対して用いられた」⁽⁵⁾というこ
とである。

平安時代の「解文」における文章構成の類型的性格について

2. 「解文」について

では、「解文」とは何を指すかという点、「全て役所に提出する願・届の類は解の様式を取り、従つて、訴の如きも解をもつて」し、「この種の解が平安時代以降、解文・愁状・申状・訴状とよばれるようになった」といふ、つまり、役所に提出する訴訟の文書を「解文」とよんでいるのである。また、平安時代には、国衙・社寺・荘園関係にも多く用いられるようになったことである。

「解文」全般に通ずる文例として、「雑筆要集」から一例を掲げる。⁽⁶⁾「雑筆要集」は、平安時代末から鎌倉時代初めにかけて作られた、各種文書の雛型を集めた模範文例集である。本資料の解状の項に次の如き例がある。

官位姓名解。申進申文事。

① 請被_レ特蒙_二。鴻恩_一任_レ解状旨_一裁定_上△申愁状

② 右謹檢_二案内_一。……△申事極愁也。

③ 望請_二鴻恩_一。早任_二道理_一。將被_二裁許_一。仍勒_二仕状_一。以解。

年號——官位姓名上

(以下略)

「解文」は解式を取っているから、傍線部分以外の箇所が公式令とほぼ一致する。他の部分の表現は、この例に代表されるかと思う。書き出しの後の傍線①は、「事書き」と呼ばれ、ここで全体の文章の概要を記す。次の「右」以下から本文が始まり、傍線②「右謹檢案内」から、「△申事極愁也」までが個別的な訴訟内容を述べる部分である。実際の例では、内容が多岐にわたり表現も多様であるため、ここでは省略されている。省略部分は点線で表している。そして最後に、傍線③の「望請」以下の裁許要請の文言と続くのである。

三、「解文」における類型的性格について

1. 前稿の概略

始めにも述べたように、前稿では古文書の文体研究の一階梯として、古文書群の中からまず「解文」を取り上げ、その文章構成を検討した。解文を取り上げたのは、解文の中にはつとに有名な「尾張国解文」⁽⁷⁾が存し、これについては国史学の面から本文解釈がなされている。また正中二年（一三三五）書写の真福寺本（国宝）を始めとして多数の点本が存在すること等から、内容と関連の深い文章構成の検討に有益であると考えたからである。

さて「尾張国解文」を中心として、文章構成の検討を行うに当って、検討対象とした部分は、先掲の「雑筆要集」の省略部分（点線部分）を含む傍線の②の箇所である。この部分を対象としたのは、特に、省略された部分における、個別的内容を超えた文章構成の類型を探らんとしたためである。その結果、この部分では「四段落」の構成が基本ではないかと考えられたのである。ここで言う「段落」とは、視覚的な形式段落ではなく、意味のまとまりを中心とした意味段落をさしている。その例として、「尾張国解文」第十七条の例を掲げる。

本条は、国司藤原元命が前年の正税のうちの用残稻を着服し、都の自宅に運ばせたことを訴えた内容である。「雑筆要集」の例の傍線②にあたるところが、枠で囲んだ部分である。

(I) 従来の方法

右用残官物非_レ当時之所納、已旧代分附之者、須以_レ如此之物下_レ符借貸_レ宛_レ下農料_レ者也

「用残稻は前任の国司の代の残稻であり、元命在任中の余剰分ではない。このような官物の処理は、一つには借貸（無利息の貸付）にすべきであり、二つには農料として百姓等に与えるべきである。」

(II) それに背反したる事柄

平安時代の「解文」における文章構成の類型的性格について

而、猶思_レ生活之便_一及_三五六月之比_一令_レ春_三運郡司百姓等_一所_レ春得_レ米束別三四合、所_レ填米全五升法也

〔元命は、五・六月になると郡司・百姓等に命じて用残稻を春かせ、京の自宅に運ばせた。しかも、古米である用残稻は一束につき三・四合しか得られないところを、規定通り一束につき五升を納めさせた。〕

(III) その結果引き起こされた状況

然則、貧弊之人民无頼之郡司、抱_レ愁為_レ枕

〔人民は貧しく、郡司は頼るべきところもなく、愁を枕に眠るような厳しい状況下にある。〕

(IV) 筆者の意見

費_レ国之吏、煩_レ民之謀、無_レ過_レ於斯_一

〔国の財源を費やす役人、人民を煩わす謀はこれに勝るものはない。〕

望_レ請裁断 以_レ将_レ令_レ知_レ貪利之恥_一矣

〔裁断を望む。それによって貪欲に利益を求める恥を知らしめてやりたい。〕

以上、接続詞に注目し、内容を考え併せて検討した結果、まず(I)の「用残官物」から「客_三下農料_一者也」が第一段落、(II)の「而猶思_レ生活之便_一」から「全五升法也」までが第二段落、(III)の「然則」から「抱_レ愁為_レ枕」までが第三段落、そして(IV)の「費_レ国之吏」から「無_レ過_レ於斯_一」までが第四段落と考えた。

各段落の内容は、第一段落が従来の用残稻の処理に述べた従来の方法、第二段落がそれに従わず自己の利益を図る元命のへそれに背く事実、第三段落が元命の非道によりへ引き起こされた状況、第四段落がこれ以上の愁はないとするへ筆者の意見」となる、と考えた。すなわち、「尾張国解文」にはこのような「四段落」構成が基本となる類型が存し、この類型は平安時代の他の解文にも認められることを報告したのである。

「尾張国解文」では、表1に示した如く三十二条中四段落が完備しているものは一三例四〇・六%、四段落が完備して

いないものは計一九例、五九・四%となる。表中の○印部分は該当段落が存することを表し、斜線は該当段落が存しないことを表している。

表1

段落	四段落完備の例			例数	%
	ハ	ロ	ハ		
I	斜線	○	○	13	40.6
II	○	○	○		
III	○	斜線	○	19	59.4
IV	○	○	斜線		
			4	(32)	(100)
			5		
			10	(32)	(100)
			19		
四段落完備ではない例					

しかしながら、このことは、先に掲げた「雑筆要集」での省略部分に焦点を当て、「尾張国解文」を中心として見たところのものであり、果たして平安時代の解文全般に共通して認められるものかどうかという問題が残されていた。また、「望請」以下の文章を解文本文の中でどう位置付けるかということも、問題であった。

その後、他の解文の追調査において、「尾張国解」の如く(意味上の)段落に整然と分かつことのできるものは少なく、第二段落と第三段落、或いは第三段落と第四段落との界がはっきりしないものも見られた。そこで、「解文」の文章全体の類型的性格を探らんとするためには「望請」以下の文章も含めて文章全体を考察の対象として考える必要を感じた。よって、今回は、解文の文章全体を対象とし、そして、解文全般に共通する文章構成の類型的性格を明らかにしたいと思う。但し、前稿において「段落」という用語を用いたが、視覚的な段落ではないため誤解を避ける意味で、意味のまとまりを指す「段」を用いることにする。

2. 文章構成の新検討

(1) 「尾張国解文」における段の構成とその内容

そこで、改めて事書きと書留文書「以解」とを除いた全文章を対象として検討を行うことにした。ここでも接続詞に注目しながら、次の如く「段」を認定した。例として、先の第十七条を取り上げる。

まず第一段は、先と同様に「右」以下「宛下農料_レ者也」までの部分とし、第二段は、「而」以下「全五升法也」の部分とする。そして第三段を、「然則」以下「無_レ過_レ斯」までの部分とする。つまり、これまでの「第三段落」と「第四段落」とに分割して考えたところを、一つの段として捉えたわけである。この処置は、他の解文の調査結果から、これが一続きになっている例が多いことによっている。そして最後に「望請」以下を第四段としてたてる。即ち、

- 一、従来の方法
- 二、それに背く事柄
- 三、その結果ひきおこされた状況、筆者の意見
- 四、裁許の要請

この四段に分かつことができるように思われる。この考え方で、四段の完備しているものを「基本パターン」、完備していないものを「変型パターン」とすると、表2の如くなる。第一段から第四段を便宜上AからDとする。

表2

変型パターン	基本パターン	段落	例数	%
△	○	A	28	87.5
○	○	B	4	12.5
○	○	C		
○	○	D		

(32)
(100)

A (第一段) から D (第四段) まで完備している基本パターンをとるものが三二条中二八条、八七・五%となる。完備していない変型パターンは、第一段を欠くものが四例で一二・五%となる。⁽⁹⁾

(2) 他の解文における段の構成とその内容

では、他の解文ではどうであろうか。

まず具体的な例から述べる。次の例は「伊勢国大國莊田堵住人等解」であつて、「平安遺文」二二七二番の解文で、長承二年(一一三三)に東寺に提出されたものである。この解文の概要は、「伊勢国大國莊は東寺に施入された莊園であるが、その区画を勝手に改定され困つていたので、もとの如く領掌を認めて欲しい」というものである。

まず第一段では、現在までの経緯を記す。

〈第一段 (A)〉

右、謹承_二旧記、件御庄者、布施内親王御領也、而以_二去承和年中仁明天皇御時_一被_二建立、勅_二施入桓武天皇御願東寺_一之由、顯然也、隨即計_二年記者、如_二上件_一、自_二承和二年_一迄_二于_二延喜三年_一六十八年、自_二延喜以後_一二百卅一年也、是以自_二延喜班田之時_一以來、戸與_二庄、各數百歲之間、無_二相論_一所_二令_二領掌_一來也

[旧記によると、大國莊は布施内親王の領地である。去る承和年中仁明天皇の時に設けられ、桓武天皇の御願寺であつた東寺に施入されたことは明らかである。よつて、承和二年より延喜三年に至るまでに六十八年、延喜以後二百三十一年、延喜の班田以來、戸(伊勢神宮領)と庄(東寺領)とは數百年間相論なく領掌してきたのである。]

第二段は、戸主が領地の区画を変えてしまったという莊園にとって不都合な出来事を記している。

〈第二段 (B)〉

而今彼戸主等背棄旧領圖、合_二坪坪_一巧_二横惑_一、為_二押_一取当庄領能田、不_レ知_二後日之訴_一、令_レ毀_二破_一往古旧代坪並、寄

平安時代の「解文」における文章構成の類型的性格について

事於神封戸田、背官省符之旨、恣所破取也

「ところが、今彼の戸主が背いて旧領図を棄て、坪坪を合併して当庄の領田を押し取ってしまった。後日の訴えを考えず、昔からの区画を損ない、神封戸田であるのに事寄せて官符・省符の旨に背き、恣に取つてゐる。」

第三段は、再び現在までの経緯を簡単に述べている。

〈第三段(C)〉

抑、静案事情、昔賢王御時、以延喜三年立條里定坪並、已經二百十余箇年之後、及近来俄何神通人出来、令改定以往糺定坪並哉、為愁莫過於斯、

「抑、事情を鑑みるに、延喜三年に区画を定め、既に二百三十四年を経た今になって、どうして急に神人が出来してこれまでの区画を改定させようとするのか。愁となるものは、これに勝るものはない。」

最後の第四段では、訴状の内容を認めて裁許を下して欲しいという、裁許の要請が記されている。

〈第四段(D)〉

望請、本家裁、任省圖勘文及代代相伝旧領道理、被停止件戸主等非道之妨者、以将仰本寺御威之嚴矣、仍勸ニ在状、言上如件、

「本家の御裁断を望む。省の図画、勘文及び旧領相伝の道理に従つて、件の戸主の非道なる妨げを止めさせて下されば、本寺の御威光の厳しきを仰がんとするものである。よつて、本状を記し以上の如く言上する。」
以上の如く「段」を分け、「平安遺文」所収の解文三六三例⁽¹⁰⁾を調査した、その調査結果をまとめたものが、次の表3である。

表3

パターン	変型													基本パターン	段
	m	l	k	j	i	h	g	f	e	d	c	b	a		
	○	/	○	/	/	○	/	○	/	/	○	○	○	○	A
	/	/	/	/	○	/	/	○	○	○	○	○	○	○	B
	/	○	○	○	/	/	○	○	○	/	○	/	/	○	C
	/	○	/	○	/	○	○	/	○	/	/	/	/	○	D
	1	1	1	2	2	4	5	5	11	17	18	33	51	212	例数
(363)	0.3	0.3	0.3	0.6	0.6	1.1	1.4	1.4	3.0	4.7	5.0	8.3	14.0	58.4	%

3. 「段」の間の接続詞について

(1) 第一段と第二段との間の接続詞

では、最後に、段構成に関連して段の間に見られる接続詞について述べる。前稿において、第一段と第二段との間に

平安時代の「解文」における文章構成の類型的性格について

ここでも、基本パターンが三六三例中二二二例、五八・四%を占め、過半数のものが四段の構成であると言える。

尚、変型パターンはaからmの一三種類を用例の多いものから順に示している。⁽¹¹⁾この種類の多さは、調査対象の解文の量が多くなったため、変型パターンの種類も多くなったものと考ええる。

各段の内容は次に示したようにまとめられよう。

第一段——従来の方法、現在までの経緯、寺社の威光・縁起等

第二段——それに背反したる事実、不都合な事柄

第三段——その結果ひきおこされた状況、言わば被害の状況、寺社の威光の再

述
第四段——裁許の要請

は、逆接の内容を導く「而（シカルニ）・然而（シカレドモ）」等を用い、第二段と第三段との間には順接の接続詞が用いられていることは触れたところである。今回改めて述べる点は、第二段を導く接続詞には、大別して、〈逆接型〉と〈転換型〉との二種が見られるということ、そして、両者の差異は、第一段と、その接続詞に導かれる第二段とに見られる表現上の差異にあるのではないか、という点である。

まず、〈逆接型〉と〈転換型〉の接続詞の例は表4に示した通りである。

表4

逆接型	例数	転換型	例数
而（シカルニ・シカルヲ）	187	爰（ココニ）	15
然而（シカレドモ）	21	然間（シカルアヒダニ）	5
然（シカルニ・シカルヲ）	16	而間（シカルアヒダニ）	4
雖然（シカリトイヘドモ）	14	如此等間（カクノゴトキアヒダニ）	2
而雖（シカリトイヘドモ）	1		
計	239	計	26

〈逆接型〉には「而」、「然而」、「雖然」等の類があり、〈転換型〉には「爰」、「而間」等の類がある。しかし、圧倒的に〈逆接型〉が多く、二三九対二六、割合にしておよそ一〇対一の割合になっている。¹²⁾

第二段は第一段に背反する事実を述べることより、逆接の接続詞が使用されるのは、首肯されるところである。しかしながら、実際は少数ではあるが〈転換型〉の接続詞が見られる。

(2) 段の内容と接続詞との関係

〈逆接型〉、〈転換型〉の接続詞それぞれの前後の内容は、次の如くであり、第二段に若干の違いは見られるが、大差は

ないようである。

第一段——(従来の方法、現在までの経緯、寺社の威光・縁起等)

第二段——「而」・「然而」等(それに背反したる事実)

「爰」・「而間」等(不都合な事柄)

第三段——「依」・「因之」等(被害の状況、寺社の威光の再述)

第四段——(裁許の要請)

(3) 逆接型と接続詞と転換型の接続詞の用法上の差異

しかし、その表現を見てみると、次の如き差違があるかと思われる。

(i) 逆接型の接続詞を用いる場合

第一段と第二段との間の接続詞に、「而(シカルニ)、然而(シカレドモ)」等が用いられる場合には、前段で従来の方法や現在までの経緯を述べるに際し、

「敢無_二他妨_一」(山城国珍皇寺解、延久三年——一〇七一、平安遺文一〇六六)

「專致_二其勤_一全無_二闕怠_一」(東大寺三綱解案、嘉承二年——一〇七一、平安遺文一六六九)

等の如き表現で、今日まで荘園の領掌、或いは納税の義務は怠りなく「順調であった」としている場合が多い。

又、これら接続詞に導かれた、第二段の背反の事柄を述べる部分には、

「今別当背_二往古例_一」(左衛門尉源師行解案、康和四年——一〇二一、平安遺文一四七二)

「今別当背_二往古例_一」(左衛門尉源師行解案、康和四年——一〇二一、平安遺文一四七二)

「背_二先例_一」(丹波国大山荘下司住人等解、天承元年——一一三一、平安遺文二二二二)

等の「背(ソムク)」や、

平安時代の「解文」における文章構成の類型的性格について

「俄被押入東寺御庄内」(伊勢国成願寺僧觀範解、応徳元年—一〇八四—、平安遺文二二一九)の例のように、「俄(ニハカニ)」という語で、法に背く出来事であるとか、順調であったところに突然に起こったのであるといった表現が存するのである。

(ii) 転換型の接続詞の場合

それに対して、「爰(ココニ)」等の転換型の場合には、前段落を承けて、「この状況下において」或いは「こうしているうちに」として、続いて不利益な出来事を述べているようである。

(4) 「爰」を「而」に改めた例

(i)、(ii)の解釈の傍証になるのではないかと考えられる例として、次の平安遺文三七一一番の「東大寺三綱解案」が挙げられるかと思う。

本解文は、端裏に「寺解草」と書かれた案文であり、多くの訂正跡がみられる。その訂正の中に、「爰」を「而」に改めた例が存する。

本解文は、伊賀の国司仲綱が興福寺の権威をかりて東大寺領であった黒田庄に乱入し、郡司俊方、僧永尋等とともに悪行を働いたことを訴えたものである。

第一段において黒田庄は往古より東大寺に「余事無」く仕えてきており、そこで収穫された料物は寺家の為_レに供_レすることが許可されていたと記されている。

勤_二連日修造之_一杣役、勵_二恒例佛事神事之所課_一、大佛舎那之_于今不_レ傾、無_二雙精舎之基跡不_レ改、偏_二彼庄力、更無_二余事_一(中略)件出作他堵等為_二往古寺領_一之上、所_レ當官物皆被_レ付_二等家_一了、

「黒田庄は、杣役や仏事神事の所課に励んでおり、寺の運営は支障無く行われている。庄の力を他事に傾けること無く勤めている。(中略)本庄は、往古より東大寺領であつて、そこで収穫された料物は全て寺家の

ために供することが（院宣により）許可されていた。」

これを承けて、「爰（ココニ）」以下に国司が院宣による勅命に従わず、興福寺の権威をかりて東金堂番頭米等にかこつけて料米を横領し、種々の悪行を働いているという不利益を述べている。

爰^而当任国司不_レ顧_レ違_レ勅之過、募^假興福寺権威、成^構下興福寺別会所^{五節}下文^等、寄_二事於東金堂番頭米・春日御八法温飯免^{備カ}」

「役同東院寄進等」東御塔所役、巧_レ如此様々新儀、行_二種々濫吹_一、往古寺領悉擬顛倒、「（「内は補入）」

「しかし、国司が院宣の勅命に従わず、興福寺の権威をかりて東金堂の番頭米にかこつけ、料米を横領し種々の悪行を働いている。そのため寺領は大騒動になっている。」

つまり、第一段においては「余事無」く仕えてきたということが、また、第二段で「違勅」―勅に違う―という背反したる事柄が、それぞれ書かれている。この解文において「爰」が「而」に訂正されたのは、この両者を考え伴せた上で、「爰」を用いるよりも「而」を用いた方が良いとする、表現上の理由があつたからではないであろうか。

四 まとめと今後の課題

さて、以上の事柄をまとめると、「望請」以下も含めた解文の全文章においてその類型を考えることで、またそうした場合、解文群の中で類型の共通性が高まるということ、始めに記した問題は解消されるように思われる。

そして、今回新しく提示した「四段構成」の考え方は、過半数の解文に共通してみられることから、解文の文章における類型的性格としてよいのではなからうか。

その内容は、第一段では、従来の方法や現在までの経緯、また寺社の提出する解文ではその寺社の威光、縁起等、第二段では、それに背反したる事実、あるいは不都合な事柄、第三段では、被害の状況、寺社の威光等の再述、筆者の見、第四段では、裁許の要請となるようである。

平安時代の「解文」における文章構成の類型的性格について

また段落構成と関連して、第一段から第二段へと展開する接続型には逆接型と転換型とがあり、その用法上の差異は、内容と関連する表現上の差異に求められるようである。

以上を踏まえ、今後の課題として以下の点を考えている。

- 1 解文の文章構成の類型的性格には、歴史的な変容が認められるか否か。認められるとするならば、原型、或いは発展型は如何なるものであるか、等について調査する必要がある。
- 2 解文以外の文書における文章構成を調査し、その上で解文の文章構成の位置付けをしなければならぬであろう。それは、何故解文がこのような構成を採るのか、という理由解明にもつながると考える。
- 3 又、更なる課題として、解文を含めた訴訟関係の文書における文章構成の通時的研究も進めていきたいと考えている。

注

- (1) 拙稿「平安時代における解文の文章構成について——「尾張国解文」を中心として——」(昭和六二年、「国文学攷」第一一六号)
- (2) 佐藤進一「古文書学入門」、五五頁。
- (3) 本文は「新訂増補国史大系」による。
- (4) 注2文献、七四頁。
- (5) 注2文献、一九〇頁。
- (6) 本文は「統群書類従」公事部による。返点は私に付した。以下同。
- (7) 正式には「尾張国郡司百姓等解」といい、通称「尾張国解文」と呼ばれる。本解文は尾張国の郡司・百姓等が国司藤原元命の解任を要求するために、永延二年(九八八)に太政官に提出した訴状である。その内容は、国司元命や息子頼方等の横暴・非道な振舞を三十一箇条にわたって列挙したものである。
- (8) 平安遺文所収の解文においては、一三%しか認められなかった。

(9) 国語学会中国四国支部大会の発表の席上で、大友信一先生より、第三段に含めて考えた「筆者の意見」を、「意見としては特別に取り立てないとすればCが欠けるもう一つの変型パターンが立つのではないか」という御指摘を受けた。しかしながら、平安時代の他の解文も勘案しながら再考した結果、表1のIII(国司の非道により引き起こされた状況)部分の有無に余りかわることなく、「望請」以下の裁許要請部分の前には、「為愁莫過於斯」等の差出人(筆者)の意見と見られる表現が多く現れることから、Cの第三段は、国司の非道の結果引き起こされた状況或いは筆者の意見があれば、一段と見做す方向で考えた。

(10) 解文の裁許要請項目が一条のみの場合は一例、二条ある場合は二例として換算した。

(11) 表中のmの第一段のみの例は、事書きの部分に全体をまとめた概要を記しているので第一段のみを書いたと思われる。

(12) ここでは、接続詞を用いているもののみを対象としているため、逆接型と転換型の例数の合計は三六三例とならない。接続詞以外では、「(ト) 雖」「(ト) 間」の如きものが見られる。

〔付記〕 本稿の主旨は、第十三回鎌倉時代語研究会夏季研究集会及び国語学会中国四国支部大会第三四回大会(於高知大学 平成元年十一月十一日)での口頭発表をまとめたものである。鎌倉時代語研究会の席上では、山本秀人氏から、中国四国支部大会の席上では、大友信一先生、原卓志氏、山本真吾氏から貴重な御意見御教示を賜った。また、木坂基先生、沼本克明先生からは貴重な御教示を賜り、小林芳規先生には温かな御指導を賜った。ここに記し厚く御礼を申し上げる次第である。